

【第7期飯能市障害福祉計画】

成果目標	1 福祉施設入所者の地域生活への移行			
区 分	地域生活移行者数			
令和8年度目標	9人以上			
市の考え方	<p>地域生活移行者数は、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上とする。</p> <p>福祉施設入所者の削減数は、設定しないこととする。</p> <p>飯能市障害者支援協議会にて、居住の場の確保等の課題について協議をする。また、相談支援事業所は、施設と連携し、地域生活の体験入所者の意思決定支援等の個別支援を進めることにする。</p>			
	令和6年度実施計画（取組内容）	令和6年度取組実績	令和7年度実施計画案	令和6年度 年間評価
	<p>[市の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度からグループホーム・障害者支援施設において義務化される地域連携推進会議の運営等に参画できるような働きかけを行う。指定一般相談支援事業所との連携など地域移行に向けた取組を推進できるような働きかけを行う。 施設入所支援事業所と肢体不自由者や重症心身障害者を受け入れ可能なグループホームとの連携について検討する。 <p>[障害者支援協議会の役割]</p> <p><全体会・相談支援部会></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行に関する取組について協議する。 指定一般相談支援（地域移行支援・定着支援）、自立生活援助、共同生活援助など法定サービスを活用し、また地域生活支援拠点（面的整備）での体験について事例に取り組む。 <p>[福祉施設・相談支援事業所の役割]</p> <p><施設入所支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 入所者に地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認する。 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任し、意向確認のマニュアルを作成する <p><相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定一般相談支援の実施を検討する。 地域移行に向けて対象者選定を行う。地域生活支援拠点（体験の機能）や外出支援等によりグループホーム宿泊体験等を実施する。 	<p><市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内日中活動支援型グループホームが開設されバリアフリー環境の確保が可能となった。 当該GHと市内入所施設、指定一般相談それぞれの職員が障害者支援協議会に参加し協議を進める環境を整えた。 市外入所施設については、認定調査時に市職員が訪問し入所者本人の状況及び施設職員からのヒアリングを実施し地域移行に向けた働きかけを行った。 <p><協議会（全体会）></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該GHと市内入所施設、指定一般相談それぞれの職員が障害者支援協議会に参加し協議を進めるための環境を整えた。相談支援・生活支援部会により地域生活支援拠点の機能の充実に向けた協議開始した。 <p><福祉施設・相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内入所施設施設長と指定特定相談支援事業所相談支援専門員の連携が始まった。 	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内障害者支援施設及びグループホームにて地域連携推進会議が実施されるよう働きかけを行い、会議に出席する。 施設入所者の状況（家庭環境等を含む）を精査し地域移行対象者を選定する <p><協議会（相談支援・生活支援部会）></p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者支援協議会（相談支援・生活支援部会）及び地域生活支援拠点（体験の場）において地域移行に向けて具体的な取組を検討する <p><福祉施設・相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行に向けて対象者を選定し、個別支援を実施する 	C

【第7期飯能市障害福祉計画】

成果目標	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
区 分	①精神保健相談と生活支援の連携強化 ②他機関多職種による訪問支援の実施 ③ピアサポーターによる相談活動の充実		
令和8年度目標	①連携強化 ②実施 ③実施		
市の考え方	都道府県が定める成果目標であるため、市では成果目標は設定しない。		
	県の取組と協働し、医療、保健、福祉等の他機関多職種連携による訪問支援など重層連携を強化。		
	リカバリー志向の地域包括ケアシステム構築に向け、医療等との包括的な相談支援、教育等の多領域との連携による支援体制の構築		
令和6年度実施計画（取組内容）	令和6年度取組実績	令和7年度実施計画案	令和6年度年間評価
<p>[市の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リカバリー志向による精神保健福祉事業を実施する。 ・県（保健所）が実施する精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組みと協働する。 ・精神科病院入院者の地域移行支援の取組を推進する。 ・医療・保健・福祉等の多機関多職種連携による訪問型生活支援事業を実施する。 <p>[障害者支援協議会の役割]</p> <p><精神保健福祉部会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者及び家族の参画により保健・医療・福祉関係機関、教育等関係機関との連携を強化し包括的な支援体制の構築に向けて協議を図る。 ・包括的相談支援体制構築に向けた研修会を開催する。 <p>[福祉施設・相談支援事業所の役割]</p> <p><指定一般相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院可能精神障害者の地域移行に向けて、医療機関と連携し対象者選定を行う。外出支援や施設見学等を実施する。 <p><指定特定相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の住まいの確保や生活支援に取組み、自らが望む生活を実現することができるよう意思決定支援、環境調整を図る。 <p><ピアサポーター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関多職種連携による訪問支援に参画し、山間部に居住する精神障害者への生活支援を行う。 	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県保健所による精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の取組と市協議会（精神保健福祉部会）の連動性を確保した。 ・協議会精神保健福祉部会を実施。（隔月1回） ・多機関多職種による訪問型生活支援試行事業を委託により実施（3事例） ・すこやか福祉相談センターと保健センター保健師の担当エリアが統一され連携強化が図られた。 ・精神科病院主催の退院支援委員会への参加、退院支援、地域移行支援を実施した。 <p><協議会（精神保健福祉部会）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者・家族を交えて協議（隔月1回） ・ワーキンググループを見直し（3G→2G） <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスリテラシー向上のための取組検討WG ・リカバリーの取組推進WG ・居宅介護専門員協議会、相談支援連絡会、保健センターと共催し多職種連携研修会を実施した。 ・精神保健福祉フォーラム開催した。（3月22日） <p><指定一般相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始し、地域移行（1事例）に着手した。 <p><指定特定相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅事例に関する相談支援・生活支援を実施 <p><ピアサポーター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型生活支援事業への参画はなかった。 	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所等と連携した重層的な支援体制を構築する。 ・医療・保健と連携し多職種連携による訪問支援を実施する。 ・精神障害のある方のリカバリー（回復）支援 ・精神科病院からの地域移行支援・定着支援の推進 <p><協議会 精神保健福祉部会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つのワーキンググループにより事業を推進する。 ・協議の場や事業を実施する中で課題を抽出し解決に向けて協議する。 ・メンタルヘルスリテラシー向上に向けた取組について他市町村の取組等を参考とし検討を進める。 <p><福祉施設・相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院からの退院に向けた支援、地域移行・定着支援や在宅精神障害者の生活支援の充実を図る。 ・多職種による訪問型生活支援事業に参加する。 <p><ピアサポーター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなくる倶楽部として訪問支援に協力する。 	B

【第7期飯能市障害福祉計画】

成果目標	3 地域生活支援の充実			
区 分	①コーディネーターの確保・配置 ②運用状況の検証および検討（年1回以上） ③強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備			
令和8年度目標	①配置 ②年1回 ③体制整備			
市の考え方	<p>地域生活支援拠点（面的整備）を担うコーディネーターの配置</p> <p>地域生活支援拠点等における緊急時の連絡体制の構築</p> <p>強度行動障害のある人及びその家族への支援ニーズの把握と支援体制の整備</p> <p>強度行動障害のある人について、地域の関係機関が連携した支援体制の構築</p>			
令和6年度実施計画（取組内容）		令和6年度取組実績	令和7年度実施計画案	令和6年度 年間評価
<p>〔市の役割〕</p> <p>＜コーディネーター配置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までにコーディネーターを配置するため、相談支援従事者向けの研修を実施するとともに、相談機能を担う法人の新規参入を呼びかける。 <p>＜緊急時の連絡体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日の業務時間中は、市、すこやか福祉相談センター、相談支援事業所にて連絡体制をとり対応する。夜間・休日については、当面は障害福祉課が担う。 <p>〔障害者支援協議会の役割〕</p> <p>＜全体会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点の運用状況について検証する。 <p>＜相談支援部会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点の5つの機能強化に向けて協議する。 強度行動障害のある人への支援体制の構築に向けて協議する。 <p>〔福祉施設、相談支援事業所等の役割〕</p> <p>＜強度行動障害のある人への支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点事業の登録事業者が強度行動障害支援研修を受講し、支援体制の強化を図る。 		<p>＜市＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談機能の強化のため、相談支援部会を相談支援・生活支援部会とし設置した。 報酬改定に関する説明会を実施し拠点コーディネーターに係る報酬算定（加算）について情報共有した。 <p>＜緊急時の連絡体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日については、市が緊急電話2回線（オンコール）で対応している。 <p>＜協議会（相談支援・生活支援部会）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点の運営状況を共有、評価検証には至っていない。 <p>＜福祉施設・相談支援事業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談機能を担う事業所においては、障害福祉サービス等利用者の基本情報、家庭環境を把握、平日日中の緊急対応想定及び平時の相談支援でのニーズの把握し、市と共有している。 強度行動障害のある人への対応については、強度行動障害支援研修受講を進めている。 *事業所職員*人が研修を受講 	<p>＜市＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内相談支援事業所が拠点コーディネーターを担うため主任相談支援専門員研修受講を働きかける。 <p>＜緊急時の連絡体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日については、市が緊急電話2回線（オンコール）で対応する。 平日日中については、相談支援専門員がコーディネート業務を実施できるよう市専門職がバックアップする。 <p>＜協議会（相談支援・生活支援部会）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点の運営状況を共有し、評価検証を行う。 <p>＜福祉施設・相談支援事業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等利用者の基本情報、家庭環境を把握、平日日中の緊急対応想定及び平時の相談支援でクライシスプランを立案する。 	C

【第7期飯能市障害福祉計画】

成果目標	4 福祉施設から一般就労への移行等		
区分	①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加数 ②就労移行支援事業からの一般就労への移行者の増加 ③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 ④就労継続支援A型事業所からの一般就労への移行者の増加 ⑤就労継続支援B型事業所からの一般就労への移行者の増加 ⑥就労定着支援事業の利用者の増加 ⑦就労定着率7割以上の就労定着支援事業の割合 ⑧雇用や福祉等の関係機関が連携した協議会の設置		
令和8年度目標	①30人 ②10人 ③3事業所 ④1人以上 ⑤1人以上 ⑥40人 ⑦2事業所 ⑧実施		
市の考え方	令和3年度の一般就労への移行者数の実績（21人）の1.28（1.3?）倍以上とする。 就労移行支援事業からの一般就労への移行は、令和3年度一般就労への移行時実績（6人）の1.31倍以上とする。 事業所ごとの実績の確保・向上の観点で就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を5割以上とする。 就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とする。（実績が0であるため1人以上） 就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とする。（実績が0であるため1人以上） 就労定着支援事業の利用者数の増加は、令和3年度の実績（27人）の1.41倍以上とする。 市内就労定着支援事業所2事業所のうちすべての事業所において就労定着率が7割以上とする。 障害者支援協議会（就労支援部会）における協議を実施する。		
令和6年度実施計画（取組内容）	令和6年度取組実績	令和7年度実施計画案	令和6年度 年間評価
[市の役割]（障害者就労支援センターを含む） ・令和8年度の成果目標の実現に向けて、協議会就労支援部会の協議を踏まえ就労支援事業の機能強化を図る。 ・就労継続支援B型事業所の一般就労移行にむけた取組を支援する。 [障害者支援協議会の役割] <就労支援部会> ・就労支援事業の機能強化に向けた課題に関する協議を図る。 [福祉施設、相談支援事業所等の役割] ・利用者のニーズ（「働きたい」）アセスメントを見直し、その人らしい多様な「働き方」を支援する。 ・障害特性に併せた就労支援、職場開拓、定着支援を実施する。	<市> ・基幹相談支援センターに就業・生活支援センター経験者を採用し関係機関への助言等を実施 ・市職員として、就労系事業所通所者等を雇用（会計年度任用職員3人採用） <協議会（就労支援部会）> ・就労系事業所及び特別支援学校、就労支援センターにより連携強化に向けて協議を進めている。 ・民間企業や市による障害者雇用、官公需等受注調整を実施 <福祉施設・相談支援事業所> ・各事業所の利用者のアセスメントに関する現状課題を分析し就労支援部会で共有を進めている。	<市> ・協議会就労支援部会の協議を踏まえ就労支援センターにより職場開拓・定着支援を進める。 <協議会 就労支援部会> ・就労支援部会により「就労選択支援」のあり方や就労選択支援実施事業所との連携の方策を協議する。 <福祉施設・相談支援事業所> ・就労支援センター、就労選択支援事業所との連携により適切なアセスメントを実施する。 ・福祉施設からの一般就労移行に取組む。	B

【第7期飯能市障害福祉計画】

成果目標	5 相談支援体制の充実・強化等			
区分	①総合的・専門的な相談支援の実施 ②地域の相談支援体制の強化			
令和8年度目標	①体制強化 ②体制強化			
市の考え方	令和8年度末までに基本指針別表第1の九の各項に掲げる相談的・専門的な相談体制の実施及び地域の相談支援体制の強化する。 障害者支援協議会により、相談支援体制の強化に向けて検討する。			
	令和6年度実施計画（取組内容）	令和6年度取組実績	令和7年度実施計画案	令和6年度 年間評価
	<p>[市の役割] (基幹相談支援センター・すこやか福祉相談センターを含む) ・基幹相談支援センターによる総合的・専門的相談支援を実施する。 ・重層的支援体制整備との整合を図る。 ・主任相談支援専門員の確保・配置に向けて相談支援事業所への働きかけを行う。</p> <p>[障害者支援協議会の役割]（相談支援連絡会を含む） ・令和6年度の報酬改定に伴う説明会を開催し、相談支援事業所の機能強化に向けて相談支援連絡会にて協議を図る。 ・相談支援連絡会と介護保険のケアマネ協議会の協働による研修会を開催し、ケアマネジメント手法に基づく相談支援を推進する。 ・地域において、常時の相談支援体制を整備していくため、具体的な手法の協議を図る。</p> <p>[福祉施設、相談支援事業所等の役割] ＜福祉施設＞ ・相談支援事業所を有しない福祉施設については、相談支援事業実施に向けて検討を図る。 ＜相談支援事業所＞ ・相談支援連絡会・障害者支援協議会・障害福祉審議会からなる3層構造の推進体制に参画する。 ・相談支援専門員の確保、相談支援事業所の機能強化、主任相談支援専門員の配置等に向けて各種研修を受講する。</p>	<p>＜市＞ ・基幹相談支援センター業務の開始 ・複合課題事例、被虐待者及び養護者への支援、刑余者への専門的な個別支援等を実施 ・相談支援専門員による事業所巡回相談（支援者支援）を実施。 ・地域福祉課他庁内関係課、社会福祉協議会と重層的支援体制整備準備事業に着手 ・地域体制整備として、複数事業所の協働による相談支援機能強化に向けて事業所への助言を行った</p> <p>＜協議会／相談支援連絡会＞ ・相談支援連絡会にて法人代表者を対象とした報酬改定に関する説明会を実施 ・複数事業所による協働支援（地域体制強化共同加算算定）のため協議を実施。 ・相談支援連絡会と介護支援専門員協議会、保健センターと共催による研修会を開催（2月20日）</p> <p>＜福祉施設・相談支援事業所＞ ・休止していた相談支援事業所1か所が再開した。 ・市内2相談支援事業所が複数事業所による協働支援（地域体制強化共同加算算定）のための協定を締結、県に指定申請を行った。 ・相談支援専門員として各種研修・会議に参加し資質向上を図っている。</p>	<p>＜市＞ ・基幹相談支援センターの体制強化に向けて検討 ・相談支援専門員の確保（医療保健福祉国家資格者：常勤2、会計年度任用3、事務1） ・障害者虐待防止センター及び地域生活支援拠点（相談機能）との連動による総合的・専門的相談を実施。 ・重層的支援体制整備における包括的相談支援、多機関協働支援等との連動を図る。 ・主任相談支援専門員の確保のための助成事業を実施する</p> <p>＜協議会／相談支援連絡会＞ ・相談支援連絡会により抽出された個別支援課題について相談支援・生活支援部会に諮り協議を進める。 ・解決すべき地域課題について社会資源開発を行う。</p> <p>＜福祉施設・相談支援事業所＞ ・各事業所は積極的に3層構造の推進体制に参画する。 ・特に障害児のセルフケアプランが増加していることから、障害児相談支援に関する相談支援専門員の資質向上を図る。 ・相談支援専門員研修（初任、現任、主任）に積極的に参画する</p>	C

【第7期飯能市障害福祉計画】

成果目標	6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築			
区分	障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組			
	障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証			
令和8年度目標	①障害福祉課職員が研修を受講 ②障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証			
市の考え方	<p>令和5年度末までに、基本指針別表第一の十の表第1項、第2項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。</p> <p>県主催等の障害福祉サービス等に係る研修の活用した、市職員、市内の障害福祉サービス提供事業所職員の参加を促進する。</p> <p>障害者自立支援審査支払システム等により審査結果等を共有する体制を構築する。</p>			
令和6年度実施計画（取組内容）		令和6年度取組実績	令和7年度実施計画案	令和6年度 年間評価
<p>[市の役割]</p> <p><障害福祉サービス等に係る各種研修の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> 市の職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため埼玉県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加する。 <p><障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有></p> <ul style="list-style-type: none"> 市の職員は、障害のある人が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行うため、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用して、事業所や関係自治体と共有する体制を構築し、審査結果等の共有を図る。 <p>[福祉施設・相談支援事業所の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援審査支払等システム等における請求事務に関する研修会に参加し、適正な請求ができるように努める。 		<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> 市障害福祉担当職員が研修を受講 相談支援専門員初任研修 国・県が実施する報酬改定説明会、事業所指導監査に関する説明会等に参加 <p><市主催事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬改定に伴う相談支援事業実施法人代表者対象の説明会を実施 障害福祉サービス等の適切な運営の確保に向けて、指定特定相談支援事業所への実地指導を実施。 <p><審査結果の共有></p> <ul style="list-style-type: none"> 審査結果の分析、活用には至らなかった。 各事業所請求事務担当者に対する助言、指導は個別で実施し共有を図っている。 <p><福祉施設・相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬改定に伴う相談支援事業者対象の説明会に参加 	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> 市障害福祉担当職員が研修を受講する。 市支給決定基準の見直しを図り、相談支援事業所に周知する。 <p><審査結果の共有></p> <ul style="list-style-type: none"> 審査支払等システムのデータを利活用し、障害福祉サービスの適正な給付管理を行う。 <p><福祉施設・相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> 請求事務に関する研修に参加し、適切な事務管理を行う。 	B